

◆別紙1 監視指導分類と年間標準立入実施回数

分類	立入予定 回数(回)	対象施設		
		調理施設	処理・製造・加工施設	流通・販売施設
常時	常時		と畜場及び岡山県営食肉地方 卸売市場	岡山市中央卸売市場 (魚介類せり売り営業) (魚介類販売業普通形態)
A	2	飲食店営業 (大量調理施設：1日 10,000食以上)	総合衛生管理製造過程承認施 設(乳処理業)	
B	1	飲食店営業 (大量調理施設：1回 300食以上または1日 750食以上)	乳処理業・乳製品製造業・乳 酸菌飲料製造業・魚肉ねり製 品製造業・アイスクリーム類 製造業・清涼飲料水製造業・ あん類製造業・缶詰又は瓶詰 食品製造業・食肉製品製造 業・豆腐製造業・添加物製造 業	
			前年度に食中毒等の行政処分を受けた施設	
C	1/2	飲食店営業 (仕出し・弁当・宴会 場・肉の生食提供施設) 集団給食施設 (学校・保育園・社会福 祉施設・病院)	めん類製造業・そうざい製 造業・みそ製造業・しょうゆ製 造業・ソース製造業・酒類製 造業・冰雪製造業・菓子製 造業(普通形態)・食肉処理業・食 用油脂製造業	食肉販売業 (普通形態) 魚介類販売業 (卸売市場内を除く普通 形態)
D	随時 (6年 ごと)	飲食店営業 (上記以外) 喫茶店営業	菓子製造業(特殊形態) 食品の冷凍又は冷蔵業 その他不要許可業種	乳類販売業 食肉販売業 (上記以外) 魚介類販売業 (上記以外) 冰雪販売業 魚介類せり売り営業 (卸売市場内を除く)